## 第五章 輸出奨励金(二)

## 補論 穀物取引と穀物法

論点の重要性にかんがみ、 賛が、まったく不当であることを指摘しておきたい。 主要な英国法を順に検討すれば、この主張の正しさは十分に明らかになるはずである。 本章を終えるにあたり、 穀物輸出奨励を定めた法律と、 以下の補論が長くなることをお許しいただきたい。 穀物取引の性質と、 それに連なる規制体 それに関 系 の称 わ る

者、 ても、 る輸出商、 穀物商の商 第二に国内消費向けに海外から仕入れる輸入商、 その本質は四 第四にいったん輸入した穀物を再び輸出する回送業 61 は、 本来、 つの独立した取引である。 性格の異なる四部門から成る。 すなわち、 第三に国内産を海外の消費に充て 第一 同一人が兼営することは に国内流通を担う内陸業 (運送商) である。 あ

内陸 の穀物商と庶民の利害は、 見かけに反して、 最悪の凶作年でさえ一致する。 商 人

惨状 破滅に比べれば取るに足らない。 作年にも人びとを扱うことになる。 私益に導かれて、食糧が不足しそうだと見れば配給を減らす思慮深い船長のように、 ごと・月ごとの売れ行きを把握する商人は、この按分に即して供給することで、最も高 給にできるだけ正確に見合うことにあり、 期の消費に足りず、 放出せざるを得なくなる。逆に引き上げが足りず消費抑制が弱ければ、 回り後まで残るようなら、 びとに倹約とやりくりを促す。 ことであり、 l V にとって得なのは、 価格で全量を売り切り、最大の利益を得やすいのである。庶民の利益を意図せずとも、 に 晒されかねな 乗組員がこうむる不便は、 それ以上に釣り上げる利はない。 商人は利ざやを取り損ね、 その年の実際の不足が正当に要請するところまで価格を引き上げる 61 人びとの利益は、 腐敗などの自然減に加え、残りを数か月前よりはるかに安く もし上げ過ぎて消費を削り過ぎ、 同様に、 配慮を欠いた運航がもたらしかねない 用心のあまり、 強欲のあまり季節の不足が要請する以上に値 商人の利益もそこに重なる。 日々・週ごと・月ごとの消費が、 人びとは季末に飢饉では済まな 値上げは消費を抑え、 実は不要なときにそうすることが 当期の とりわけ下層 供給 当期の供給 作柄と日々・ 危難 が翌作 その季 ( J 飢 かの供 : の 出 る人 餓 が当 凶 週 あ

を上げることがあっても、季末の飢餓を実際に防ぐ効果を思えば、人びとの負担は、

3 第五章

> 欲 初 に気前で の 代償 は よく売っていた場合にさらされ得た危うさに比べ 世 蕳 の憤激に加え、 季末に手元に残る穀物 が次季豊作とな れば小さい。 しか ħ が大幅 f, そ の

内 より多くの所有者に分かたれ、 るために毎年もっとも多くの労働が投じられる。 を許さない 値 物 的 るように、 陸 に の は を余儀なくされるかたちで、 仮 総量が 少数の巨額 適用するの に巨大商社が広大な国の収穫をすべて握れたとしても、 0 流 玉 内 通業者に売り、 在庫 からだ。 私的資本 0 庽 々に 資本 。 一 は、 散 穀物はどの文明国でも年間消費が最大の必需であり、 ·が 買 部を廃棄して残りの価格を吊り上げる、 法 の購買力をはるか 在する。 の強権をもってしてもまず不可能だ。 その業者が消費者に供給する。 い占めたり寡占化したりしにくい これら 結局 しかも独立の製造業者のように一 は 最初 に上回り、 商 人自身に の 所有者は近 収穫時には最初から他の 第二に、 跳ね返るのである。 L 隣 たがって、 その生産のされ方が買 商品である。 の消費者に とい モル 取引が自由である限 ッカの香辛料で言わ か所に集めることは った手法を穀物に に直接供: 農家やパ 第 これを生産 1 に、 かなる商 給するか、 ン屋を含 そ な安売 6.1 占 恒 の で 榖 常 強

す

価

般 的な談合など到底成り立たない。 內陸 の穀物流 通業者は、 他 のどの商品よりも数が多いうえ地理的に分散しており、 ゆえに、 凶作年でも、 現行価格では季末までに捌 け

利害が他の業者にも働き、 ないほど在庫を抱えた者がいれば、 次作が出回る前に売り切るため直ちに値を下げるはずである。 総じてその年の不足や豊作にもっとも適った価格 競争相手だけを利して自分は損をする高値維持 同じ誘 へと落ち着 同

くのである。

ようとして暴走したときにのみ、深刻化して起きている。 が原因である。 る。 陸商人どうしの結託から生じたのではなく、ひとえに実際の不足から生じたことがわ 近世以降、 地域によっては戦禍の荒廃が引き金になった場合もあるが、 欧州各地を襲った凶作や飢饉の記録を注意深くたどれば、 しかも飢饉はいつでも、 政府が凶作による不便を不適切な手段で是正 圧倒的多数は気候不順 凶作は穀物の内 か

の は他方の有利で少なからず相殺される。 干ばつと長雨だが、 み でも飢饉には至らない。 ·の作柄で養っていたのと同じ人口を一年間維持できる。 広大な穀倉地帯で、 それでも政府が自由な取引を認めてさえいれば、干ばつが全国一律に飢饉を必然化 穀物は高地・ 各地域間の取引と往来が自由に確保されているなら、 最も乏しい収穫でも、 低地、 水稲地帯では干ばつの打撃が格段に大きいもの 湿地・乾地のいずれにも育つため、 倹約と適切な配分が行き届けば、 作柄を最も損なうのは 最悪の天候 方 の不利 平年 極端 並 な

が

ゆえに、穀物流通ほど法の全面的保護に値し、

る

(不足そのも

のは

緩和するしかない)。

大衆の反感に最もさらされやす

11

商

61

であ

る

またそれを必要とする取引は

飢 K させることはまずない。 饉 へと転化したのであろう。 東インド会社の役人が米の流通に課した不適切な規制や制限 数年 前 のベンガルでも、 干ばつ自体は深刻な凶 が 作 重 な の要因だ り、 区 った

作

が

府が凶作 への対策として「妥当な価格」 での一律販売を命じれば、 業者は出荷を渋

を実効的に防 せ、 その季 季の終わ の初めから飢饉を招きかねない。 で唯 りには 飢 の手段であり、 饉に至る。 穀物取引の無制 真の不足がもたらす不便に対して最 仮に市場に出しても、 限・ 無拘束の自由こそが、 安値は消費を加 良 の 緩 飢 饉 和 策 の 惨禍 であ 速さ

倉 の 的 庫を荒らされ、 凶 になる。 作の年、 下層の人びとは自らの困窮を穀物商の貪欲のせいにし、 したがって、そういう時期に穀物商は利益を得るどころか、 破滅 に瀕する危険すらある。 他 方で、 穀物商 が本来、 彼らは僧 主要な利潤 暴力によって 悪と怒り . ど 見

年 込む ic のは、 わたり一定量を一定価格で供給させる。 価 格 が高 13 凶作年である。 般に、 この契約価格は、 穀物商は幾 人か の農家と契約を結び、 11 わゆ る 中 庸で妥当 数

つまり通常の平均価格に基づき、近年の凶作以前なら小麦一クォーターにつきおよ

悪が最も強まるため、 臨時の利潤は、 そ二十八シリング、他の穀物もそれに応じた水準であった。 となっている。 った者どもが、国内市場において生産者と消費者の間に立つ、ほとんど唯一の中間業者 の業者に任されがちで、 であろう。しかも、この業が大きな利を上げうる唯一の時期である凶作年こそ世間 巨万の富がこの業で築かれることが他の業と同じく稀である、という一事からも明らか くの損失を埋め、他業種と釣り合う水準に商いをならすのに足る程度にすぎないことは、 は相当部分を通常価格で仕入れ、より高い価格で販売することになる。 商品そのものの傷みや価格の頻繁で予期せぬ変動のために平時に被る多 身元確かな資本家は参入を忌避する。結果として、この業は下層 製粉業者・パン屋・粉問屋・粉仲買に、数多の零細行商が加わ ゆえに凶作年には、 とはいえ、 穀物商 この の嫌

むしろそれを追認し、 州の旧来の政策は、 助長してきたように見える。 社会に有益なこの取引に対する大衆の反感を和らげるどころか、

収、三犯はさらし台にかけたうえで国王の裁量による長期拘禁と全財産没収という苛烈 い占め人と見なし、初犯は二カ月の禁錮と相当額の没収、 エドワード六世第五・第六年法(第十四章)は、転売目的で穀物を買う者を違法な買 再犯は六カ月の禁錮と倍額

欧

·州の旧来の政策は、このように国の大宗をなす農業を、町の大宗である製造業とは

な刑を定めた。 欧州の他地域の古法も、 概してこれと大差なく厳しかった。

せまいとし、 な利潤を上乗せするに違いない、 のを根こそぎにしようとした。 先人たちは、 いわゆるキダー(仲買行商)やキャリア(運送人)の取引に数多くの 農家から直接買えば安く手に入るが、 生産者と消費者のあいだにいかなる仲介人も入り込ま と考えたふしがある。 穀物商は農家に払った価格 そこで彼らは、 仲買 の商 に法外 規 その 制

の法では、 世法では、 を課し、誠実・公正であることを示す免許なしには営業を許さなかった。 この免許の付与に治安判事三人の同意を要すると定め、 その付与権限を四季治安判事会に限定して、 いっそう厳格化した。 のちのエリザ べ ス期

エドワード六

売することを禁じたのである。 ャリア)に限り、 まったく逆の原理で規制しようとした。 製造業者には多くの場合、 農民に農業だけでなく穀物商や小売の役割まで担わせようとする 前者の立法は、 商人(小売) 農民の相手先を消費者と直の仲買(キダー・キ の業を兼ねること、 おそらく 「穀物を安くする」という国! すなわち自家製品 を小 一方

者に小売を許せば価格で小売商が太刀打ちできず、業態が成り立たなくなると見て、 を掲げつつも、 その実現の道筋を十分に理解していなかったのだろう。 後者は、 小

7

売という特定の身分の利益を守ろうとしたものである。

٥ / 販売価格が一般相場に届かなければ、 は合計二十%の利幅が必要になる。工場から店へ回す段階では、 る利潤は一つである。 ようでも、 価格を内部基準とし、 同じ水準で事業を続けるには、 売商より安く売ることはできない。 仮にその町で製造・小売それぞれの通常利潤が十%だとすれば、店での自社販売に 商品は順次二つの独立資本の一部を成しているにすぎず、全体として得られ 製造業者に店舗を持たせ自家製品を小売することを許しても、 それに満たなければ損失であり、 それより低く見積もれば製造資本の利潤を食う。 製造の利潤に加えて小売の利潤も確保しなければならな 店に回す資本は製造から引き抜くほかなく、 小売資本の利潤を失う。 周囲より不利な資本運用という 見かけは 卸で他の商 さらに店頭 「二重取り」の ふつうの小 人に売れる 同業と での

は商業の通常利潤を、それぞれ下回っては用いられない。 に投じよと求めた。だが、耕作に回す資本は農業の通常利潤を、 本を二つに割き、 製造業者に禁じたことを、 一方は穀倉や藁場に在庫として抱え市況に応じて供給し、 農民には半ば義務づけたのも不合理である。 穀物商の実務に投じられる資 在庫・売買に回す資本 すなわち、 他方は耕作 資

第五章

製造業者に店主業を営むことを禁じた法律は、資本の運用における分業を、

自然に任

( V 本が名義上、 ずれも同等の 農民のものであれ穀物商 利潤 が要る。 ゆ えに、 穀物商 のものであれ、 !の役回りを課せられた農民が、 他業へ転ずる誘因を抑えるには、 自由 競

0

穀物商より安く売ることはできない

種 穀物商と同じ安値で売ることなど、とうていできない。 卸 深く機敏な店主ほど安くは売れない。 同 < 小売りしても、 く請け負えるのと同じく、 うになるのと同様、 で購 ..じ資本でより多くの取引をさばけるようになる。 !の利点をもつ。後者が熟練を身につけ、同じ二本の手でより多くの仕事をこなせるよ か 全資本を単一の業種に投じられる商人は、 いくぶん安く商品を供給できるのが通例である。大方の製造業者は、 ら 四、 大きな倉庫 Ŧī. 7 それを専らの業とし、 イ ルも離れた町 前者もまた、 に集め、 後者もまた、 ふたたび小売りすることだけを業とする用心深く機敏 の住民に、 仕入れと販売の手際がいよいよ容易かつ迅速にな 卸で仕入れて小売りすることだけに精励する用心 まして大方の農民に至っては、おそらく彼ら 資本と注意を多種多様な対象に分ける場合に比 自家の穀物を小売りで供給して、 全労働を単一の作業に投じられる職人と同 前者が通常、 自作の仕事 自社品を自 穀物を専 をか なり安 の

は、二者のうちでも群を抜いて甚大であった。 を使う者が、値下げで隣人に害を与えることはけっしてない。害するのは自分自身であ がらは、 義務づけた法律は、 よりも一般に適切に判断できるからだ。とはいえ、 り計らいを人びと自身に委ねるべきである。現場の事情に通じる彼らのほうが、 の社会にとっても利益である。自分の境遇が要請する以上に多様なやり方で労働や資本 な侵害であり、 せた場合よりも速めようとする企てであった。反対に、農民に穀物商の業を営むことを たいていそうなる。「多芸は無芸」と諺にもいう。 強いられることも妨げられることも決してあってはならない、というのが、ど ゆえに不正であったが、 その進行を阻もうとする企てであった。 同時に為政上も不見識であった。 農民に穀物商を兼ねさせた法律 法はつねに、 いずれも自然的自由 人びとの利害 この種のこと 立法者 一の明白 :の害 の取

雇い人の増員に充てて、いっそうの改良と耕作を進められたはずだ。ところが小売を義 だい全収穫を穀物商に売り渡せれば、資本の全体をただちに農地へ戻し、 割かせ、そのうち耕作に回せるのは一部にとどまらせたからである。本来なら、 でも阻害した。 まず、この法は、社会に有益な資本の分業を妨げただけでなく、 農民に一つの商いではなく二つの商いを営むことを強い、 土地の改良と耕作 家畜 資本を二つに 一の増 脱穀 ま

務づけられたため、 本でも耕作 の水準を落とすことになった。 年を通じて資本の大部分を穀倉や藁場に寝かせざるを得ず、 ゆえにこの法は、 穀物を安くするどころか 同じ資

供給を細らせて値を高くする方向に、 必然的 口に働い たのである。

にもっとも寄与する取引である。 農民の営為に次いで、 穀物商 の商いこそ、適切に保護・奨励されるなら、 製造業における卸売業が製造者の商いを支えるのと同 穀物 の増

産

じように、穀物商 売業者は製造業者に即時 の取引は農民の商いを支えるからである。 の販路を与え、できるそばから品物を引き取 9 ときに は

製造に従事させておけるようにする。 完成前に代金を前渡しすることで、製造業者が保有資本の全額、 その結果、 最終消費者や小売商に自らさばく場合 時にはそれ以上を常に

者の資本を補うに足る規模であるため、この取引関係によって、 に比べ、はるかに多くの財を生産できる。さらに、卸売商の資本は一般に多くの製造業 大資本の所有者は多数

べ の る利害と能力とを備えることになる。 小資本家を支え、 彼らにとっては破滅的 になりか ねない損失や不運の際に手を差 し伸

同 .様の関係が農民と穀物商 のあいだに広く確立されれば、農民にも等しく有利 に働

すなわち、 保有資本のすべて、 時にはそれを超える額を、 つねに耕作に投じておけるよ

をも引き戻し)、その巨大な資本の運用を随時支え助けるための、 用資本のすべてを本務たる土地の耕作に向け(現在いくらか他の用途に逸れている部分 実現はおそらく容易ではないにせよ、この関係を一挙に全国に行き渡らせ、王国 の資本を同時に用意できたとすれば、 ができ、 手である富裕な穀物商という、 うになり、また不作など彼らの業種がとりわけ被りやすい事故の際には、 どれほど広く、そしてどれほど急速に改良されるか、 もはや地主やその執事の寛恕だけに全面的に依存せずに済むであろう。 彼らを支える利害と能力を兼ね備えた後援者を得ること この事情の変化だけで、 想像に難くない。 国土の様 ほとんど同規模 相がどれほど大 通常の取引相 口の農業 仮に、 の別

するのは、 うまく和らげ、 を事実上消し去ろうとした。だが、自由に営まれる穀物流通こそが、凶作の不便を最も エドワード六世法は、生産者と消費者のあいだから仲介をできる限り排し、 穀物商 飢饉をもっとも確実に防ぐ手立てである。 . の商 ( J にほ かならな 農業に次いで穀物の増産に資 この商

三十二・四十シリング以下のときは買い集めを許容、最終的にはチャールズ二世第十五 その後の立法でこの厳格さは段階的に緩められ、 (第七章)が、小麦四十八シリング(他の穀類は比例)以下なら再販売目的 小麦が一クォーター二十・二十四 の購 入

り立ちようが

穀物流通が実質的 0 ン を合法とした グロ 制 限は廃してい ッ サー /フォアストーラーに対する旧来の禁圧法の大半を廃したが、 (同 一 ないため、 な自 市場で三カ月以内に転売するフォアストーリングは除外)。 1由を得り なお効力を保ってい たのは、 この法が初めてである。 る 現国王第十二年法 この り特定法 内 陸

エ

の

ただし本法は、きわめて非合理な通念を二つ、ある程度追認して 61

第一に、小麦が一クォーター四十八シリング

(他の穀類は比例)

に達すると、

買

( J 占

その段階では新穀がほとんど出回っておらず、「買い占めで民害」という想定自体 13 め 四十八シリングという水準は、 が か んに 民を害する恐れがあると見なしている点である。 かかわらず、 内陸商 人が民を損なう規模で囲い込むことはまず不可能 凶作年には収穫直後にもしばしば見られる高値帯 だが前述のとおり、 穀物 だ。 は 価 が成 しか 格 0

第二に、「一定の価格 水準 に達すると先買 61 同 市 場での短 期 (転売) に よっ て民が

害される」という前提である。 上がらなければ、 供給が潤沢ではなく、 保管費や減耗の分だけ利潤どころか元本まで削られる。 まもなく値上がりすると判断するからだ。 商人が短期転売を見込んで買い上げるのは、 読みが外れ、 特定の市 季を通 価 日で じて が

消費を抑え、 なくとも国内供給に関しては穀物取引を完全に自由にしておくのがよい。 る主体は他に の の 人自身の被る損害のほうがはるかに大きい。 利害は自然にこの平準化へ向かうし、 は、年・月・週・日の単位で、その不便をできる限り均等に配分することだ。穀物商 るなら、 部 この購買が妨げられたとしても、 消費者に不便をやや早めに感じさせる代わりに、 季末に避けがたい深刻な逼迫を和らげることになる。 な ° 1 ゆえに、 このもっとも重要な調整は穀物商に委ねるべきであり、 次の市日には同程度の価格で買えるのが通例で、 同等の動機・知見・実行力をもってこれをやれ 他方、 読みが当たり、 価格の安さに促された過剰 真の不足下で最善な 実際に不足が進んで 商

終わらせるうえで、 穀物の内陸取引に全面的自由を回復する法は、 疑念を支えた大きな原因を取り除くことで、それらを効果的に終息させた。 比すべきものだ。魔女の罪を着せられた不運な人びとが、その不幸の原因ではなかった わらせ、 のと同様、 買い占めや先買いに対する大衆の恐怖は、かつての魔女狩りにまつわる迷信や猜疑に 人が隣人をあの虚構 買い占めの罪を着せられた者もまた、災厄の元凶ではない。 同等の効果をもつだろう。 の罪で告発して私憤を晴らす力を奪った法は、 買い占めや先買いに対する過剰な恐怖 魔女の訴追を終 同じように、 その恐怖

大きい。 沢 とは な供給と耕作 内 え欠点は多いものの、 陸 0 穀物取引がこれまで享受してきた自由と保護は、 の拡大に関して、 チャー 法典中の ルズ二世第十五年法 61 かなる他の法律にも増して寄与した公算 (第七章) 実質この法に負って は、 玉 内市 場 の が 潤

るからである。

しかも、

国内供給の確保と耕作の利益は、

輸入や輸出によるよりも、

内

陸取引によってこそ、 の少なくとも五百七十倍に当たる。 七十分の一を超えな 穀物取引論の試算によれば、 61 はるかに実効的に促進される。 ゆえに 英国における全穀類の平 国内供給の観点からは、 内 均 陸取 輸入量は、 引の重要性 国内消費量 は、 輸 入取 の Б. 引 百

引に対して、 国産品の販路を確保して耕作を後押しするという観点では、 同 じ推計では、 少なくとも三十一 全穀類の平均輸出量は年産の三十一分の一にとどまる。 対一で勝る。 内陸取引の重要性は輸出取 したがって、

前 家の見立てでも、 め に に制定され、 私 は 引いたにすぎない。 「政治算術」 その効果を十分に発揮する時間を経ていたチャールズ二世法の作用に、 穀物 めい の対外取引が内陸取引に比べはるかに副次的であることを示すた 奨励金導入直前に見られた穀価の大幅な安さは、 た数量計算に大きな信頼 は 置 か な 6 ただ、 最 も見識が 二十五年ほど ある実務

少なからず帰せられるだろう。

穀物取引の残る三部門については、 述べるべきことはわずかで足りる。

\_

促進・拡大する傾向をもつ。ところで、 同程度にとどまり、耕作を抑えることにもならない。むしろ、穀物の名目価格の低下に 雇える。よって、彼らの実質の富・収入は、銀で表す数量が小さくなるにせよ、現在と だが、その貨幣の購買力は高まり、 直接の利益をもたらす。 れる国の産業全体、 が生じた国の産業に対し、すべての対外市場で一定の優位を与え、 もとづく銀の実質価値 ている現在より、 る労働量は減らない。 国内消費向けの外国産穀物の輸入は、国内市場の供給を直ちに潤し、大多数の国民に 農家や地主の手取りは年々平均すればやや少なくなるかもしれな すなわち他の生産物を作り、穀物と交換しうるもの(あるいは同じ もし常時自由輸入であれば、 の上昇は、 平均名目価格は幾分下がるが、穀物の実質価値、すなわち養え 他の財の名目価格も幾分か引き下げ、 他のあらゆる財をより多く買え、より多くの労働を 穀物の内需市場の大きさは、その穀物が生産さ 輸入が多くの時期に事実上禁止され ひいてはその産業を その結果、 それ

雄弁に物語

ってい

場 均名目穀価 ことだが、 重 三要の市場を拡大し、 は最も近く便宜もよいため、 その価格) 0 低下の結果として生じる銀の実質価値 栽培を妨げるどころか、 を差し出せる人びとの数に比例する。そしてどの国でも、 穀物にとって最大かつ最重要の かえってそれを促すのである。 の上昇は、 市場である。 穀物にとって最大か ゆえに 内 つ最 需 平 市

穀物 に等しい関税の対象とされた。 現れておらず、 で ングを上回るまで非常に重い関税、五十三シリング四ペンスを上回るまで実質的 き八シリングの シリング四ペンス以下のとき輸入に十六シリング、 ていただろう。 縛られ、 チャールズ二世第二十二年法 :の輸入を許してしのいだ。 凶 |作年にこれらの法を厳格に適用 のちの立法でさらに引き上げられた。 後者は私の知る限り一度もない。 関税を課した。 実際には、 そのたびごとに時限法で適用を停止し、 この臨時法の必要性それ自体が、 他の穀類も、その価額に応じてほぼ同程度の税率 前者の水準は、 (第十三章)は、小麦の国内価格が一クォーター五十三 していたなら、 この一世紀余りでは極端な凶作時 それにもかかわらず、 四ポンド(八十シリング)以下のと 民衆の窮乏はきわめて深 この一般法の不当さを 小麦は 定期 艄 八十 0 に禁輸 外 刻 に ・シリ しか 国 に 制 産 な 限

四十八シリング以下、あるいはそれに近い水準のときに、 本来の趣旨 入できたなら、やがて奨励金を受けて再輸出され、 結果として、この種の輸入制限が「必要」とされる局面が生じた。 ちに奨励金を定めた発想と同一である。 これらの輸入規制は奨励金制度に先立つものだが、その根底にある精神や原理は、 (国内産の販路拡大)を完全に歪めてしまったに違いない。 規制それ自体は有害であっても、 公庫に大きな損失を与えるとともに、 外国産が無税または軽課で流 小麦が一クォー 奨励金導 ター 入の の

Ξ

が、 給を慎む。 剰を平時から輸出できないとなれば、 回る作付け・輸入がなければ、 からだ。 穀物を海外消費向けに輸出する商いは、 間接的には資する。供給源が自国産であれ輸入であれ、平時の消費量を恒常的に上 輸出禁止は、 市場はだぶつきにくい反面、 国土の改良・耕作を自国民の需要分に縛りつける足かせとなり、 国内市場は決して豊かにはならない。ところが、その余 生産者も輸入商も、 通例として不足気味になる。 国内市場の潤沢な供給に直接の寄与はしな 国内の必要最小限を超える供 売れ残りを恐れる

除した。

れ に対し輸出 の自 亩 は、 海外需要のために耕作を拡張する道を開

1 エ わ は王に従価関税 四十八シリングへ拡大し、第二十二年法でさらに高値帯でも自由化した。 オ 第 ン めて低く設定されていたため、 麦四ペ 続くウィリアム三世第十一・十二年法 制 タ 年 1 の 法 経 四十シリング ンス、 緯は次のと (輸出奨励金創設) (輸出税)を納めることとされた。 その他の穀類六ペ ぉ (他の穀類は比例) りである。 は、 この従価関税は一クォ 四十八シリング以下の場合、 チ ン スに ヤー しかならなか 以下の輸出を認め、 ル (第二十章) は、 ズニ世 しかし、関税表で穀物 第十二年法 つ 1 た。 ター より高値の際にも明文で免 ウィリア 当たり、 第十五年法でその上 (第四章) この小税を事実上免除 ムおよびメアリ 小麦一シリング、 は、 の評 輸出 価 小麦 に際して 額 が 限 ク

き

輸 0 わらず許される一方、 出 場合に限られた。 は この仕組 るか 商 の利害はしばしばそれと対立し得る。 に自由が みのもとで、 が与えられた。 他方、 国内販売目的 輸出 内陸業者の利害は大多数の国民の利益と一致するのに対 商 最後に挙げた法では、 の 取 の 引は奨励金で後押しされただけでなく、 買い 集めは小 自国 が凶作で隣国が飢饉に見舞われてい 麦一 輸出 ク オ 目的 1 の タ 買 1 应 61 集 十八シリング以下 めは 内 価 ]陸業者: 格 に か れ か Ī

は、 ば、 に例外に逃れる必要はなかったはずである。 禁止や輸入関税 働くため、 水準を可能なかぎり引き上げ、 の こ の 一 律 輸出商には大量輸出で自国の逼迫を一段と強める誘因が生じるからである。これ の直 相当の凶作でも国内市場は国内生産の全量を享受できなかった。 般制度の不当さを雄弁に示してい 深刻な凶作でも供給は国内産に縛られ、 接 の目的 の時限撤廃とい は国内市場 . った臨: 国内に恒常的な逼迫感を作ることにあった。 の潤沢化ではなく、 時法に政府が繰り返し頼らざるを得なか る。 制度が健全であったなら、 さらに四十八シリングで輸出奨励 「農業振興」 の名の下に穀価 輸出 かくも 輸入を抑 つた事 。 の ..の名 時 훚 制 Ï 5

ح 険は小さくなる。 が広く、 であるのと同様 屈のうえでも経験上も、 大帝国の諸州にいくらか似通った関係になるだろう。 の自由体制を全面的に採る国はきわめて少ない。 もし各国が輸出入の自由という開明的な体制を採用すれば、大陸に分立する諸国家は、 陸海の交通が行き渡っているほど、どこか一部がこれらの災厄に見舞われる危 に、 ある国の不足は、 輸出 凶作の最良の緩和策であるのみならず飢饉の最 入の自由は、 他の国の豊作で補われやすい 大陸諸国 ロのあい 穀物取引の自由はほとんどどこでも 大帝国内の内国 だでも同じ効果をもたらす。 からである。 [取引の自由が、 るを確立 実な予防 ところが、 大陸 策 理

穀物の ある。 (また、 何ら を、 そもそも、農民が常に最良の市場へ自由に出荷するのを妨げるのは、 るか 化させる愚かな規制で縛られてい あろうが、 ら る場合がある。 来最善であるはずの政策も、 に たまたま軽度の 踏み切れなくなることがある。 61 に小さ かのかたちで抑えられ、 輸出を禁止するのであれば、 わゆる国 行使しても許される) フランスやイングランドのような大国では、 61 スイスの とは 輸出 凶作にある近隣 家理由という名目に差し出すことにほかならず、 いえ、 によって国内供給が大きく揺らぐほどの量が出ていくことは稀 州やイタリアの小邦では、 栽培規模の大きい大国では、 多くの国では、 ある程度、危険で得策ではないものとならざるをえなくな 場面 の小国 このように、 る。 は、 その発動価格は常にきわめて高く設定されるべきで そうした国ぐにの穀物需要が過大かつ は、 最も切迫 自国 不可 が同 した必要がある場合に限 ときに穀物輸出の '避の凶作をしばしば悲惨な飢 国の拙劣な政策のために、 ...じ悲惨に陥る危険を冒してまで供 その必要はほとんど生じな 無制 限の 立法権が行使し 輸出自由でも危険 抑制 正義 が必要な場合も 5 の通常 ń 他国では 切迫すると、 饉 てよ の法則 と悪 仮に はは だ か 本

また、 各地の穀物法は、 宗教法になぞらえられる側面を帯びる。人びとは、 現世

一の糧

や来世の幸福に関わる事柄にあまりに切実な関心を抱くため、 二つの重大な領域について、 に大衆の偏見に配慮し、 彼らの是とする制度を採用しがちである。 筋の通った制度が据えられる例は、 政府は公の安寧を保つた 残念ながらきわめて稀 その結果、 これ

## 兀

は 国内の名目穀価をいくらか引き下げることはあっても、 倉庫)となる国の住民が、自国内で不足に陥ることは稀である。 供給にも寄与する。 が要らない分だけ安値に応じやすいからである。こうして他国への供給拠点 ない。 英国では、 穀物のキャリング・トレード 相対的 平 ·诗 に上がるのは銀の実質価値である。 には外国穀物 本旨は国外で売ることにあっても、 への高関税 (いったん輸入して再輸出する取引)は、 (多くは還付なし)によって、 穀物の実質価値が下がるわけで 国内で売れば荷役 もっとも、 キャリング 国内 この取引が 運賃 (マガジン、 の潤 保険 沢

が

律に禁じられた。

結果として、この法体系の下では、

この種の運送取引は常に締

め

1

は事実上禁じられていた。

凶作時に時限法で関税を停止しても、

こんどは輸

もイギリスでは産業の安全は十分に確立しており、

た障害は、

程度の差こそあれ、

つねに自由を侵し安全を損なう方向に働くが、

自由も完全ではないにせよ、

欧州

随

それ

で

に近い

水準

に

ある。

出されていたのである。

得る。 富ませ、 各人が境遇をよくしようと努める自然の の一点さえ備わってい が自らの労働の果実を確実に享受できるという、 当ではな 以 上のとお この保障は、 しばしば人間 61 b, イギリスの発展と繁栄は、 穀物輸 輸出奨励 れば、 の法が積み上げる 出奨励金の制定と結びつい 通商に関する二十もの愚策があろうとも、 金 の制定と同 力は、 別の要因で十分に説明できる。 「百もの余計な障害」 時 期の名誉革命によって制度的 自由と安全が担保されるかぎり、 法の与える強固な権利保障である。 た法体系に寄せられてきた称 を乗り越えてゆく。 国は、 すなわち、 に完成 なお発展 社 賛 こう 会を た 各人 は妥

0 出来事でもあるが、 イ って、 ギリス 0 それを当該法の功 最 大の繁栄と改良 国債が繁栄をもたらしたわけでは断じてな に帰 の時 すべきではない。 期 が、 輸出奨励金と結びつく法体系 同様に、 その繁栄は e J 玉 の後 債 の に が成立以ば 来 た か 後 b

穀物輸出奨励金と結びつく法体系は、 国内の貴金属の 価値をい くらか低めるという点

賢明であったとしても(実際には多くが愚策だが)、現在の貧困状態を半永久的に固定 及ぼすよりも、 では産業は自由でも安全でもなく、世俗権力と教権の体制それ自体が、 しき政策は、 ポンド超を輸入するほどの脆弱さである)、イングランドの穀物法が国内の金銀価 に取り締まる警察は、 由で説明できる。 屈指の富国であり、 スペインやポルトガルの制度と同じ傾向を持つ。それでもイングランドは欧州 両国において「人民一般の自由と安全」によって相殺されてい はるかに直接的かつ強烈にその価値を押し下げる。第二に、 第一に、 両国はむしろ貧しさにあえいでいる。 両国のような貧しい経済規模にあって(両国合わせて年に六百万 スペインの課税とポルトガルの金銀禁輸、 この違いは主として二つの理 そしてそれを厳格 通商規制 これら ない。 が仮 そこ 値 でも の 悪 に

度より優れているが、 同法は、 現国王第十三年法 国内消費向け輸入に課していた高関税を、標準小麦が一クォーター四十八シ (第四十三章) は、 一、二点では必ずしも良いとは言い 穀物法制に関し新たな体系を定め、 がたいところが残 総じて旧制

化しうる。

ツが十六シリングに達した時点で廃し、代わりに小麦一クォーター当たり六ペンス(他

リング、ライ麦・エンドウ・ソラマメが三十二シリング、大麦が二十四シリング、

に

( J

25

格帯で外国供給 に開 かれることになった。

の

穀

類は比例)

の軽課税に改める。とりわけ小麦について、

国内市場は従前より低

価

あわせて、 旧来の輸出奨励金の停止基準を引き下げた。 小麦 (五シリング) は停止

格を四十八シリングから四十四シリングへ、大麦(ニシリング六ペンス)は二十四 ングから二十二シリングへ、オートミール(二シリング六ペンス)は十五シリングから

「シリ

価

適切である以上、 さらに、価格が底値圏のときに限り、 その停止は早ければ早いほど、また水準は低ければ低いほど望ましい。

関税免除で再輸出を目的とする輸入を認める。

十四シリングへそれぞれ改定した。ライ麦は奨励額を三シリング六ペンスから三シリン

停止価格も三十二シリングから二十八シリングへ引き下げた。

奨励:

が不

グに

減額し、

ただし、国王側と輸入者側の二重錠で管理する保税倉庫に蔵置することが条件であり、

対象となるのはグレートブリテンの二十五の主要港に限られる 適した倉庫が乏し 可能性 が高 , v (他の港には、 この目的

この点までは、 本法は旧制 度に比べて明らかな改善と言える。

同法は、 オーツ麦の国内価格が一ク オ ーター当たり十四シリングを超えない場

合に限り、 輸出にクォーター当たり二シリングの奨励金を新設した。オーツ麦の輸出

に

奨励金が与えられるのはこれが初めてであり、従来は、えんどう豆やそら豆と同様、

支

給対象外であった。

禁止はもっと高い価格で発動すべきである。 すために設けられた奨励金を打ち切るまさにその価格で、輸出そのものを全面的に禁止 ング、大麦は二十二シリング、オーツ麦は十四シリング(いずれも一クォーター当た するのは整合的でない。筋から言えば、 り)と定めたが、いずれの水準もかなり低すぎるように思われる。そもそも、輸出を促 同法ではまた、輸出停止の発動基準を、小麦は四十四シリング、ライ麦は二十八シリ 奨励金の停止はもっと低い価格で行うか、 輸出

風が許容する範囲では最良だと評しうる。やがて、より優れた制度への道を開くことに ついての言葉を借りれば、これ自体が最善ではないにせよ、その時代の利害・偏見・気 以上の点では、本法は旧来の制度に劣ると言わざるを得ない。ただし、ソロンの法に

なろう。